



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 8 5 号 令和 8 年 9 月 1 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 5 6	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
4 5 7	令和 8 年度後期技能検定を実施する件	産業人材課
4 5 8	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
4 5 9	皆伐面積の限度を公表する件	森林土木・保全課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
6 ※	徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程	
7 ※	徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	
8 ※	川口ダム操作規程の一部を改正する規程	
9 ※	棚野ダム管理規程の一部を改正する規程	

【企業局告示】

番 号	表 題	担当課名
5	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	

徳島県告示第456号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和8年9月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
森 理	外科	肢体不自由	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3	令和8年9月1日
佐々木 賢二	同	肢体不自由 呼吸器機能障害	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	同
盛 秀嗣	眼科	視覚障害	盛眼科医院	徳島市寺島本町西二丁目19	同
盛 佑子	同	同	同	同	同
近藤 広宗	同	同	徳島大学病院	同 蔵本町二丁目50の1	同
三宅 冠奈	同	同	同	同	同
木原 智史	耳鼻咽喉科	聴覚障害	きはら耳鼻咽喉科医院	板野郡藍住町乙瀬字中田65の1	同
藤野 勝也	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目50の1	同

大舘 史野	循環器内科	心臓機能障害	徳島県立中央病院	同 蔵本町一丁目10の3	同
宮本 亮太	同	同	徳島大学病院	同 蔵本町二丁目50の1	同
志村 拓哉	同	同	同	同	同
武原 悠花子	消化器・移植外科	ぼうこう又は直腸機能障害	同	同	同
喜田 慶史	消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	同	同	同
米澤 真衣	同	肝臓機能障害	同	同	同
中島 大生	整形外科	肢体不自由	同	同	同
高松 信敏	同	同	同	同	同
木村 健二	内科	同	岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	同
森 敬子	同	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	かさまつ在宅クリニック	徳島市山城西四丁目13の3	同

大倉 佳宏	同	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 肝臓機能障害	健生石井クリニック	名西郡石井町高川原字高川原2155	同
三宅 淳一	同	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害	村上医院	阿波市阿波町大原77の5	同
佐々木 基起	内科 外科	肢体不自由 呼吸器機能障害	佐々木外科内科	名西郡神山町神領字東野間112の2	同
金子 文仁	脳神経外科	音声、言語機能障害	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	同
小山 広士	同	視覚障害 肢体不自由	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815の2	同
森垣 龍馬	同	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目50の1	同
檜皮谷 泰寛	脳神経内科	肢体不自由	たまき青空病院	同 国府町早淵字北カシヤ56番地1	同
武本 佳昭	泌尿器科	じん臓機能障害	川島病院	同 北佐古一番町6の1	同

徳島県告示第457号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和8年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種	等級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工	1 級及び2 級	令和 9 年 1 月 24 日（日曜日）	令和 8 年 12 月 4 日（金曜日）から令和 9 年 2 月 14 日（日曜日）までの間において徳島県業能力開発協会が別に指定する日	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	3, 100 円	特級 全職種 18, 200 円 1 級、2 級、3 級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級 機械検査及び婦人子供服製造 15, 100 円（23 歳未満の者であって雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であるもの（以下「23 歳未満の被保険者」という。）が 3 級を受ける場合にあっては 6, 100 円、23 歳未満の者であって同項に規定する被保険者でないもの（以下「23 歳未満の非被保険者
電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	3 級					
金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	特級	令和 9 年 1 月 31 日（日曜日）				
自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工（合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シー	1 級及び2 級					

ト防水工事及び改質アスファルトシート トーチ工法防水工事に係るものに限 る。）、カーテンウォール施工、機械・ プラント製図							」という。）が3級を受け る場合にあつては10,600円 ） 和裁 13,300円（23歳未満 の被保険者が3級を受ける 場合にあつては4,300円、 23歳未満の非被保険者が3 級を受ける場合にあつては 8,800円） その他の職種 18,200円（ 23歳未満の被保険者が3級 を受ける場合にあつては9 ,200円、23歳未満の非被保 険者が3級を受ける場合に あつては13,700円）
バルコニー施工	単一等 級						
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工 、和裁、家具製作、機械・プラント製図	3級						
空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製 造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、 コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入 施工、塗装、広告美術仕上げ	1級及 び2級	令和9年2月 7日（日曜日 ）					
機械加工、機械検査、電子機器組立て、 建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	3級						3級（高等学校等の在校生が 受ける場合に限る。） 全職種 4,400円（23歳未 満の者が受ける場合にあつ ては2,900円）

2 受検申請書の提出期間

令和8年10月5日（月曜日）から同月16日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月16日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

3 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目1番7号 徳島県職業能力開発協会

4 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、受検申請書の用紙及び受検案内の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会（電話088-663-2316）に問い合わせること。

5 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県経済産業部産業人材課（電話088-621-2352）又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせること。

徳島県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月1日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
加茂土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	岩 佐 幸 男	岩 佐 幸 男	阿南市加茂町不け119
同	林 正 延	林 正 延	同 十八女町静113
同	吉 川 榮	吉 川 榮	同 加茂町高田31
同	高 谷 英 喜	高 谷 英 喜	同 宿居前32
同	岩 佐 耕 作	岩 佐 耕 作	同 南不け24－1
同	阿瀬川 健	阿瀬川 健	同 大谷133
同	楠 本 敬 治	楠 本 敬 治	同 吉元54
同	谷 建太朗	谷 建太朗	同 宿居前29
同	中 西 遠 吉	中 西 遠 吉	同 大西10－1
監 事	町 田 茂 秋	町 田 茂 秋	同 高田18
同	谷 崎 実 弦	谷 崎 実 弦	同 大谷24
同	松 田 美 次	松 田 美 次	同 貝ノ河22

徳島県告示第459号

令和8年10月2日から令和9年3月31日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により公表する。

令和8年9月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	642.77	47.04
吉野川中流	465.71	97.23
貞光川	159.46	25.72
穴吹川	195.58	68.32
美馬北岸	124.94	61.04
板野	287.22	206.40
鮎喰川	154.49	49.42
勝浦川	386.61	12.54
那賀	1,529.57	121.70
那賀川下流	44.08	6.42
日和佐川	151.70	9.18
海部川	587.61	53.91
計	4,729.75	758.92

備考 単位区域については、次の図に示すおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び徳島

県農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県企業管理規程第6号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月1日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和41年徳島県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の5第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された災害時支援業務等手当は、改正後の規程の規定による災害時支援業務等手当の内払とみなす。

徳島県企業管理規程第7号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月1日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和41年徳島県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「参考人等として官公署の呼出しに応ずる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に改める。

別表第2の11の項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別表第2の21の項種類欄を次のように改める。

21 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この21において同じ。）を養育する職員が、次に掲げるその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと。
- (2) 疾病の予防又は後遺障害の機能回復を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話をを行うこと。
- (3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定又は災害等による学校の休業その他これに準ずるものとして局長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと。
- (4) その子の教育又は保育に係る行事等のうち局長が定めるものへの参加等を行うこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

徳島県企業管理規程第 8 号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和45年徳島県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号エ及びオ中「（水位計による表示1.5メートル）」を削る。

第 3 条第 2 号カ中「（水位計による表示0.5メートル）」を削る。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

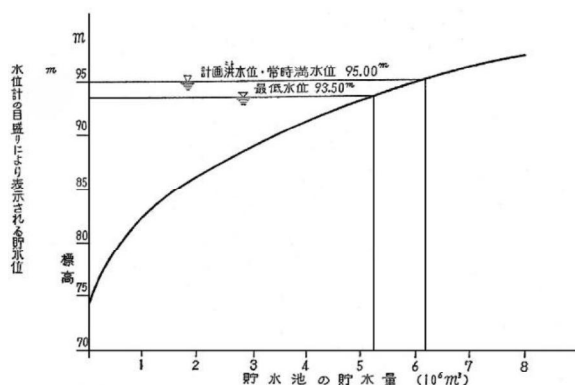
（3） 使用水量

ア 最大使用水量 毎秒72立方メートル

イ 常時満水位での使用水量は、毎秒70立方メートルとし、貯水池の水位（以下「貯水位」という。）低下に伴い、最大出力11,700キロワットを超えない範囲で使用水量を最大毎秒72立方メートルまで増量できるものとする。また、貯水位が上昇する際は、最大出力11,700キロワットを超えない範囲で使用水量を最大毎秒70立方メートルまで減量するものとする。

第 7 条中「貯水池の水位（以下「貯水位」という。）」を「貯水位」に改める。

別図第 1 を次のように改める。



別表第 1 の表 1 の徳島県知事の項中「南部総合県民局県土整備部那賀庁舎予防保全・管理担当」を「阿南県土整備事務所那賀支所予防保全・管理担当」に改める。

別表第 1 の表 2 の徳島県知事の項中「南部総合県民局県土整備部阿南庁舎施設管理担当」を「阿南県土整備事務所施設管理担当」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の川口ダム操作規程別表第 1 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

徳島県企業管理規程第 9 号

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程

棚野ダム管理規程（昭和52年徳島県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する

。

別表第 1 の表徳島県知事の項中「東部県土整備局＜徳島＞正木ダム管理担当」を「徳島県土整備事務所正木ダム管理担当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の棚野ダム管理規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

徳島県企業局告示第5号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月1日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
排水ポンプパッケージ等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企業局経営企画課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
大久保産業株式会社
徳島市昭和町8丁目8番地
- 5 落札金額
41,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年6月23日